

## 広告掲載の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人白井工業団地協議会（以下「協議会」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「協議会ホームページ」という。）への広告や案内情報（以下「広告」という。）の掲載及び会員への配布（以下「掲載」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載することができる広告媒体は、次のとおりとする。

- (1) 協議会が発行する会報
- (2) 協議会ホームページ
- (3) 協議会が配布する文書（メール及びFAX送信を含む。）
- (4) 協議会が設置する案内看板
- (5) その他協議会が広告の掲載を認めるもの

(掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載できないものとする。

- (1) 法令に違反し、又は抵触する恐れのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反する恐れのあるもの
- (3) 人権侵害、名誉棄損及び各種差別的な内容のもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (5) 第三者の肖像権、商標権、著作権、財産権及びプライバシーを侵害する恐れのあるもの
- (6) 他を誹謗中傷したり、閲覧者に不快や不安を与える恐れのあるもの
- (7) 法令で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品やサービスを提供するもの
- (8) 誇大表示や不当表示など、表現方法が不適切なもの
- (9) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (10) 消費者金融、投機的商品に関するもの
- (11) 民事再生法又は会社更生法による民事再生又は会社更生手続き中の事業者によるもの
- (12) 協議会の公共性、中立性及び品位を損なう恐れのあるもの
- (13) 暴力団等反社会的活動を行う結社団体に関するもの
- (14) その他、協議会が掲載を適当でないと認めたもの

(広告掲載の申込み及び決定等)

第4条 協議会の広告媒体に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（第1号様式、以下「申込書」という。）を協議会に提出しなければならない。

2 協議会は、前項の申込書の提出を受けたときは、前条の規定に基づき、広告掲載の適否を決定し、速やかに申込者に広告掲載・不掲載決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(広告原稿等の作成等)

第5条 前条第2項の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、協議会の指定する期日までに広告原稿又は配布物（以下「広告原稿等」という。）を提出しなければならない。

2 協議会は、広告原稿等の記載内容について、協議会の信用性等を損なう恐れのあるもの場合には、広告主に取り消し又は変更を求めることができる。

3 広告原稿等の作成費用は、広告主の負担とする。

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 会報への掲載の場合 A4版1ページ又は1/2ページ、2色刷り

(2) ホームページへの掲載の場合

①バナーへの掲載

区 分	トップバナー		フッターバナー	
天 地	1 2 0 px	比率	2 1 0 px	比率
左 右	3 6 0 px	1 : 3	4 2 0 px	1 : 2
容 量	1 MB 以内			
形 式	GIF、PNG、JPEG			
制 限	動画を除く			

②新着情報への掲載 A4版2ページ以内

(3) 配布の場合

①文書配布 A4版2枚以内(両面使用で4ページ以内)

②メール又はファクス配信 A4版2ページ以内

(4) 案内看板への掲載の場合(2基とも同様)

全面：H200 cm×W530 cm

1/2面：H200 cm×W260 cm

2 前項各号に掲げるもののほか、広告の色、デザイン等に関して必要な事項は、協議会と広告主が協議の上、決定するものとする。

(広告掲載の期間及び料金)

第7条 広告掲載の期間及び料金は、別表に定めるとおりとする。ただし、会員は、広告掲載料金を減額又は無料とする。

2 広告主は、協議会が発行する請求書により、広告掲載料金を協議会が指定する金融機関の口座に期日までに振り込まなければならない。なお、振込手数料は、広告主の負担とする。

3 前項により支払われた広告掲載料金は、返還しない。ただし、協議会の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

4 広告主は、前条第4号の案内看板への広告掲載期間が満了したときは、自己の負担で協議会が指定する期日までに広告を除去し、原状に復すものとする。

(広告掲載の取消し)

第8条 協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告やその他何らかの手続きを要することなく、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が指定した期日までに広告原稿等の提出をしないとき

(2) 広告掲載料金の納付が期日までにないとき

(3) 広告主の倒産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき

(4) その他、広告主の反社会的行為或いは非社会的行為等の広告主に関する事情により、当該広告の掲載をすることが不相当と判断したとき

2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、既に納付された広告掲載料金は返還しない。

(広告掲載内容の変更)

第9条 広告主は、広告掲載期間中に広告内容を変更する場合には、広告掲載変更届出書（第3号様式）を事前に協議会に提出し、変更の承認を得なければならない。

（広告掲載料金の減免）

第10条 広告主が国、地方公共団体その他これに準じるもので、広告の内容が公共性又は公益性があると協議会が認めたものは、広告掲載料金を減免することができる。

（広告掲載の変更・中断・中止）

第11条 協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主に事前に通知することなく、広告掲載を変更、中断又は中止（以下「中断等」という。）することができる。

(1) 協議会ホームページのシステムの保守点検又は更新を行う場合

(2) 台風、地震、停電及びその他の不可抗力により、広告掲載の提供ができなくなった場合

(3) その他、特段のやむを得ない事情により、協議会において中断等が必要と判断した場合

（損害賠償責任）

第12条 広告主は、この規程に違反し、又は広告を掲載することに関して、協議会に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならないものとする。

2 広告主は、この規程に違反し、又は広告を掲載することに関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、広告主自身で解決するものとし、協議会に損害を与えないものとする。

3 協議会は、前条の規定による広告掲載を中断等したことにより、広告主が損害を被った場合においても、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償の義務を負わないものとする。

（委任）

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、渉外総務委員会において定めるものとする。

附 則

この規程は、2020年9月1日から施行する。



第1号様式

## 広告掲載申込書

年 月 日

一般社団法人白井工業団地協議会  
代表理事 様

住所  
申込者 名称  
代表者

印

一般社団法人白井工業団地協議会広告掲載の取扱いに関する規程第4条第1項の規定により、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

なお、広告掲載に当たりましては、同規程を遵守します。

### 記

1 広告媒体名

2 広告内容（概要）

3 広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日迄

4 添付書類 ①広告原稿等の見本（素案）  
②会社概要（パンフレットなど）  
③その他（ )



第3号様式

## 広告掲載変更届出書

年 月 日

一般社団法人白井工業団地協議会  
代表理事 様

申込者 住所  
名称  
代表者

⑩

一般社団法人白井工業団地協議会広告掲載の取扱いに関する規程第8条の規定により、下記のとおり届出します。

### 記

1 変更内容

2 変更希望日 年 月 日

3 添付書類 ①変更の広告原稿等  
②その他 ( )